

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 X は、Y に対して、1000 万円の貸金債権全額の返還を求める訴訟を提起した。この訴訟に関する以下の記述について、判例・通説に基づく正誤を明らかにし、簡潔な理由を付して答えよ。（配点 20 点）

- (1) X が Y に対し金銭を交付したという事実について、主張責任を負わない Y がその事実を主張しても、弁論に上程されることにはならない。
- (2) 裁判所が証人 A の証言から「金策に窮していた Y が、X 主張の日時から、急に金回りがよくなつた」という事実を知ったとき、主張責任を負う X からの主張がなくとも、裁判所はこの事実を裁判の基礎とすることができます。
- (3) X が、Y からすでに一部の弁済を受けている事実を陳述し、Y がこれを援用したときは、裁判所は、一部弁済の事実を裁判の基礎としなければならない。
- (4) X が、Y からすでに一部の弁済を受けている事実を陳述し、Y がこれを援用せず争うときは、裁判所は、一部弁済の事実を斟酌して、陳述した X に不利な判決をすることができる。

〔第 2 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】すべてに理由を付して答えよ。なお、【設問】はそれぞれ独立したものと考えよ。（配点 30 点）

【事例】

A は、ねじの製造販売を行う株式会社である。A は、ねじの販売先である B 株式会社に対し、弁済期の到来した 1000 万円の売買代金債権を有している。B には、めぼしい資産がなく、唯一、C に対し、500 万円の貸金債権を有しているにすぎない。

また、A は、建築を業とする D 株式会社に対し、弁済期の到来した 1000 万円の売買代金債権を有する一方、自社の事務所の改築費用として、3000 万円の請負代金債務を負っている。

このとき、A は、B に代位して、C を被告として B の C に対する貸金債権 500 万円の支払を求める訴えを提起した（以下、「甲訴訟」という。）。一方、D は、A に対して、D の A に対する請負代金債権 3000 万円の支払を求める訴えを提起した（以下、「乙訴訟」という。）。

【設問】

1 甲訴訟において、裁判所が審理したところ、A の B に対する債権は不成立であるとの心証を抱いた。このとき、裁判所は、どのような判決をするべきか。

2 A の C に対する甲訴訟の係属中に、B は、C に対する貸金返還請求訴訟を提起した。このとき、裁判所は、B の訴えをどのように処理するべきか。

3 乙訴訟において、A は、D に対する売買代金債権をもって相殺する旨の抗弁を提出した後、乙訴訟の係属中に、D に対して、当該売買代金債権の支払を求める別訴を提起した。このとき、裁判所は、A の別訴をどのように処理するべきか。

以上